◆━━◆

平成２６年度【最短合格・短答パーフェクト講座（読込編）】第１号

2013.7-(1)

◆━━◆

□　本講座の特徴

１．短答試験の出題範囲をパーフェクトに学習し習得を目指す。
２．本講座で毎回条文等の読み込みを行うことにより、自然に実力をつける。
３．弁理士試験最終合格を実現可能にする。

□　目次

★　平成２５年度短答本試験問題　関連条文
★　編集後記

受講生のみなさん、こんにちは。
平成２６年度短答パーフェクト講座の担当講師桐生です。

平成２６年度の短答本試験合格を目指してがんばっていきましょう。
９月までは平成２５年度短答本試験を解くために必要な条文を
読み込んでいきます。

今回は、平成２５年度短答本試験問題３、４、５、１７を取り上げます。
問題と解答・解説は演習編に記載してありますので、
自力で解いてみてください。

それでは、今回の講座を始めましょう。
↓　↓　↓　↓　↓　↓　↓

☆★☆★　平成２５年度短答本試験問題　関連条文

【３】商標の審判

●商標法　第４６条の２

　商標登録を無効にすべき旨の審決が確定したときは、商標権は、初めから存在しなかつたものとみなす。ただし、商標登録が前条第１項第四号から第六号までに該当する場合において、その商標登録を無効にすべき旨の審決が確定したときは、商標権は、その商標登録が同項第四号から第六号までに該当するに至つた時から存在しなかつたものとみなす。

２　前項ただし書の場合において、商標登録が前条第１項第四号から第六号までに該当するに至つた時を特定できないときは、商標権は、その商標登録を無効にする旨の審判の請求の登録の日から存在しなかつたものとみなす。

⑴１項　商標登録を無効にすべき旨の審決が確定した場合の効果

（原則）商標権は、初めから存在しなかったものと擬制

（例外）商標登録が商４６条１項４号から６号（後発的無効理由）までに該当する場合に、商標登録の無効審決が確定した場合

　⇒　商標権は、その商標登録が商４６条４号から６号までに該当するに至った時から存在しなかったものと擬制（ただし書）

（趣旨）商標登録時においては何ら瑕疵がなかったのであるから、無効事由に該当することとなった時から無効の効果を及ぼすこととしたものである（青本）。

・商４６条１項４号：準特２５条（外国人の権利能力の喪失）

・商４６条１項５号：商４条１項１～３、５、７、１６号

・商４６条１項６号：地域団体商標

⑵２項　商標登録が商４６条１項４号～６号までに該当するに至った時を審判実務上特定できない場合の調整規定

　⇒　商標権は、その商標登録を無効にする旨の審判の請求の登録の日（予告登録の日）から存在しなかったものと擬制

（理由）無効の効果を遡及させる時点について争訟化し、いたずらに審理が遅延するのを防止するため（青本）

●商標法　第５６条（特許法の準用）

特許法第１３１条第１項、第１３１条の２第１項（第二号及び第三号を除く。）、第１３２条から第１３３条の２まで、第１３４条第１項、第３項及び第４項、第１３５条から第１５４条まで、第１５５条第１項及び第２項、第１５６条第１項、第３項及び第４項、第１５７条、第１５８条、第１６０条第１項及び第２項、第１６１条並びに第１６７条並びに第１６８条から第１７０条まで（審決の効果、審判の請求、審判官、審判の手続、訴訟との関係及び審判における費用）の規定は、審判に準用する。この場合において、同法第１３１条の２第１項第一号中「特許無効審判以外の審判を請求する場合における前条第１項第三号に掲げる請求の理由」とあるのは「商標法第４６条第１項の審判以外の審判を請求する場合における同法第５６条第１項において準用する特許法第１３１条第１項第三号に掲げる請求の理由」と、同法第１３２条第１項及び第１６７条中「特許無効審判又は延長登録無効審判」とあり、並びに同法第１４５条第１項及び第１６９条第１項中「特許無効審判及び延長登録無効審判」とあるのは「商標法第４６条第１項、第５０条第１項、第５１条第１項、第５２条の２第１項、第５３条第１項又は第５３条の２の審判」と、同法第１３９条第一号、第二号及び第五号中「当事者若しくは参加人」とあるのは「当事者、参加人若しくは登録異議申立人」と、同条第三号中「当事者又は参加人」とあるのは「当事者、参加人又は登録異議申立人」と、同法第１５６条第１項中「特許無効審判以外の審判においては、事件が」とあるのは「事件が」と、同法第１６１条中「拒絶査定不服審判」とあり、及び同法第１６９条第３項中「拒絶査定不服審判及び訂正審判」とあるのは「商標法第４４条第１項又は第４５条第１項の審判」と、同法第１６８条第１項中「他の審判の審決」とあるのは「登録異議の申立てについての決定若しくは他の審判の審決」と読み替えるものとする。

２　特許法第１５５条第３項（審判の請求の取下げ）の規定は、第４６条第１項の審判に準用する。

⑴審判についての特許法の規定の準用

⑵特許法における審判手続中、商標法にない訂正審判及び審査前置に関するものを除いてほとんど全部を準用している（青本）。

⑶特１３５条を準用

⑷１項中の読替規定

商標登録の取消の審判は商標法に特有の制度であるため、特許法の準用における取扱いについては無効審判に準ずるものであることを明確にするためのもの（青本）

●特１３１条の２第１項１号を読替準用

⇒「無効審判以外の審判」では、請求の理由の要旨を変更する請求書の補正可。　⇒　無効審判は請求の理由の要旨変更一切不可

●特１６７条（一事不再理）を読替準用

「商標法第４６条第１項、第５０条第１項、第５１条第１項、第５２条の２第１項、第５３条第１項又は第５３条の２の審判の審決が確定したときは、当事者及び参加人は、同一の事実及び同一の証拠に基づいてその審判を請求することができない。」

⇒　無効審判に加えて、取消審判にも一事不再理が適用される。

●特１３２条（共同審判）１項中「特許無効審判又は延長登録無効審判」、特１４５条（審判における審理の方式）１項及び特１６９条（審判における費用の負担）１項中「特許無効審判及び延長登録無効審判」

⇒「商標法第４６条第１項、第５０条第１項、第５１条第１項、第５２条の２第１項、第５３条第１項又は第５３条の２の審判」と読替準用

●特１３９条（審判官の除斥）１号、２号及び５号中「当事者若しくは参加人」

⇒「当事者、参加人若しくは登録異議申立人」と読替準用

●特１３９条（審判官の除斥）３号中「当事者又は参加人」

⇒「当事者、参加人又は登録異議申立人」と読替準用

●特１５６条１項（審理の終結の通知）中「特許無効審判以外の審判においては、事件が」⇒「事件が」

●特１６１条（拒絶査定不服審判における特則）中「拒絶査定不服審判」、特１６９条（審判における費用の負担）３項中「拒絶査定不服審判及び訂正審判」

⇒「商標法第４４条第１項又は第４５条第１項の審判」と読替準用

●特１６８条（訴訟との関係）１項中「他の審判の審決」

⇒「登録異議の申立てについての決定若しくは他の審判の審決」と読替準用

⑸２項　商標登録無効審判において、特１５５条（審判の請求の取下げ）３項準用　⇒　商標登録無効審判の請求は指定商品又は指定役務ごとに取り下げることができる。

⇔　取消審判、拒絶査定に対する審判は指定商品ごとに請求を取り下げることはできない。

・・・・・・